

# 平成24年 第9回 農業委員会総会

日 時 平成24年9月25日 (火) 午後3時  
場 所 糸満市役所3-C会議室

## 【出席委員】

会長	金城正春	代理	眞栄里保	1番	伊保智栄美	2番	宮里良淳
3番	上原英正	4番	大城正幸			6番	具志堅繁光
7番	稲福ツヤ子	8番	大城茂治	9番	上原和雄	10番	大城仁輝
11番	亀甲康榮	12番	金城哲男	13番	賀数 宏	14番	伊敷幸栄
15番	金城 勲	17番	玉城盛雄	19番	大城竹信	20番	国吉真昭
21番	大保新幸						

## 【欠席委員】

5番 山城学

## 【職務のために出席した職員】

伊敷忠 前門松次 国吉孝

## 【議事録署名人】

2番 宮里良淳 3番 上原英正

## 【議事日程】

日程第1議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第2議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
日程第3議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
日程第4議案第34号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

## 事務局

こんにちは。本日は山城委員から連絡ありまして欠席ということでした。他は全員出席ということで総会は成立です。それでは、会長の方から宜しくお願いします。

## 会長

みなさんこんにちは。台風が去った日曜日は前回に引き続き大変な被害が懸念されましたが、不幸中の幸いと申しませうか前回同様台風が北部よりになったため、南部地区は思ったより被害は少なかったようです。また17号も発生しているようなのですが、どうにか逸れてほしいという思いでございます。それから9月20日に南部地区の会長会の臨時総会がございまして、議案が3件ございました。24年度の南部地区の会長会の視察研修、南部地区の親善スポーツ大会、今回は南風原が開催地となっております。それから、来年度の南部地区会長会の負担金についてですが、次年度の農業政策の発表によりまして糸満市は2000円UPになりました。皆さんに報告をしておきたいと思います。それから、常任会議がありましたが、今回糸満からの議案はございませぬでしたがすべて案件通り決定されておりました。また9月21日には農業者年金推進加入研修会がありましたが、糸満は毎年、最低1人は加入していただくということで計画をしております。糸満はまだ実績はありませんが、県全体では8月末までに10名の加入の実績がありました。報告をしておきたいと思います。また農業者年金加入につきましても皆さんにもご協力をお願いしたいと思います。宜しくお願いします。それでは、総会にうつりたいと思います。本日の議事録署名人は2番宮里良淳員、3番上原英正委員です。次回調査員は13番賀数宏委員、14番伊敷幸栄委員、15番金城勲委員です。宜しくお願いします。本日の議事日程、日程第1議案第31号農地法3条第1項の規定による許可申請について、日程第2議案第32号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、日程第3議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、日程第4議案第34号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてとなっております。それでは、総会を進めてまいりたいと思います。議案第31号から事務局からの説明ののち、皆さんからの質問等宜しくお願いします。それでは、事務局からの説明をお願いします。

事務局

はい。それではご説明します。まず資料の2ページをお開きください。農地法3条に係る許可申請が7件ございます。番号1番から順にご説明してまいります。

#### 議案書を読み上げて説明

番号1番の譲受人は農作業歴20年でさとうきび栽培を行っております。今回の申請は規模拡大の為の申請です。経営農地は全て耕作されておりました、耕運機、草刈り機を保有し農地の全てを効率的に利用できると思います。番号2番、3番の譲受人は同じで農業歴3年、譲与を受けて野菜栽培、使用貸借でさとうきび栽培を行いたいとの申請で経営農地全て耕作されています。農業機械の保有状況ですが、トラクター、耕運機、散布機、草刈り機、を保有しておりまして、農地を効率的に利用できるものと見込まれます。番号4番の譲受人は、農業歴24年で菊の栽培農家でございます。規模拡大の為の売買移転で現在経営地全てが耕作されています。保有している機械がトラクター、耕運機、散布機、草刈り機、を保有しておりまして、農地全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

番号5番の譲受人は、さとうきびを20年栽培しておりまして、現在経営地も全部耕作されております。規模拡大の為の売買移転でございます。農業機械の保有状況ですが、トラクター、耕運機、草刈り機を保有しておりまして、農地を効率的に耕作できるものと思います。

番号6、7番については関連します。譲受人同じでございます。譲受人は5年菊栽培に従事しておりまして、今回売買移転と使用貸借による自己の農地を確保したいとの申請で、トラクター、耕運機、散布機、草刈り機を保有しております。農業経営には問題ないと思います。

以上です。

会長

はい。事務局からの説明が終わりましたので、委員の皆さんの質疑を宜しく申し上げます。

委員

はい、追加説明です、6番、7番ですが、私も菊栽培を栽培していますが、彼の場合、実際菊栽培をしております。若いリダーとして頑張っております。

委員

はい。よろしいですか。3条についてですが追跡調査等はしていますか。

事務局

お答えします。追跡調査については、特に問題がなければ今のところはそこまではやっていないです。

委員

そうですね。以前はやっていたと聞いたので、今もやっているのかと思  
い質問しました。分かりました。

会長

よろしいですか。他にご質問等はありませんか。

委員

はい。5番についてですが、兄弟ですか？値段が3000円というと安い  
ような気がするのですが、どういう土地ですかね？相場が3000円というこ  
とはあんまり使えない土地ですか？

事務局

今のご質問にお答えします。5番の南波平の島前原の土地は未整備地区  
で袋地になっていまして、それでこういう値段になっています。

委員

はい。分かりました。ありがとうございます。

会長

他にございませんか。ないようなので議案31号につきましては議案通  
り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし進行の声あり

会長

異議なしということですので、それでは議案 31 号につきましては議案通り決定いたします。それでは議案第 32 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局から説明を宜しく申し上げます。

事務局

はい。農地法 4 条に係る許可申請 2 件ありますので、順にご説明してまいります。

#### 議案書を読み上げて説明

番号 1 番は、自分の住宅が沖縄県の計画をしている平和の道の計画地になっておりまして、住宅建築の為の転用でございます。農地法 4 条の施行規則第 44 条に該当すると思われまますので、第 3 種農地と判断しております。番号 2 番は、共同たばこ乾燥施設閉鎖に伴い自己の乾燥施設が必要なための転用でございます。転用地は農地の集団性から第 1 種農地と判断しておりますが、農地法施行令第 10 条第 1 項 2 号に該当するため転用は可能でございます。以上です。

会長

はい。それでは本日の調査員のご意見を宜しく申し上げます。

委員

はい。みなさんこんにちは。今回は 10 番大城委員、12 番金城委員と 11 番の私の 3 名で行ってまいりました。7 ページの方をご覧ください。私達 3 人の見解でございますが、まず 7 ページの申請地にご注目してもらいたいのですが、手前の方に白い住宅がありますが、これは申請者の自宅になっています。それで今回現在の住宅の真上を沖縄県が計画を進めております「平和の道」が通るといことで今回申請をしたということです。我々の意見としては申請内容からしても特に問題はないんじゃないかと思えます。続きまして、9 ページをお開きください。申請地の隣に自宅がありますが、

今回申請地にたばこ乾燥施設を建設する予定だということです。ご覧のとおり右側は住宅街、左側は農地になっており、第1種農地となっております。この状況からみても、こちらも特に問題はないんじゃないかと判断しております。それでは、皆さんのご意見等宜しくをお願いします。

会長

お疲れさまでした。それでは、皆さんからのご意見等宜しくをお願いします。

委員

はい。7ページの申請ですが、私の聞いた話によると土地改良区側から平和の道が延びてくるときいたのですが、ちがうのですか？

事務局

土地改良区側からではなくて、海側の方からです。

委員

そうですか。分かりました。

会長

他にございませんか。ないようなので議案第32号農地法第4条第1項の規定による許可申請については議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし進行の声あり

会長

異議なしということですので、議案第32号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議案どおり決定します。

会長

次の議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明  
宜しくをお願いします。

事務局

はい。農地法第 5 条に係る許可申請でございますが 1 件あります。11 ページをお  
開きください。

議案書を読み上げて説明

番号 1 番の申請は、工場用地と隣接しております 2 筆につきまして工場用地の敷地を  
成型するための申請で、周囲の農地の状況から農地として集団性も無く第 2 種農地と判  
断しております。以上です。

会長

それでは、本日の調査員のご意見を宜しくをお願いします。

委員

はい。今回の私達の見解としては、こちらの場合も等に問題はないとみております。  
皆さんのご意見等宜しくをお願いします。

会長

はい。それでは皆さんのご意見等宜しくをお願いします。他にご意見がないようなの  
で、議案第 33 号につきましては議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし進行の声あり

会長

ありがとうございます異議なしということですので、議案第 34 号農地法第 5 条つ  
きましては、議案書のとおり決定します。

次に、議案第 34 号農業経営基盤許可促進事業に伴う農用地利用計画について事務局説明をお願いします。

事務局

はい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてでございます。15 ページをお開きください。順にご説明してまいりたいと思います。

議案書を読み上げて説明

利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると思いますので、事務局と致しましては許可相当ということで提案しています。ご審議をお願いします。

会長

それでは、皆さんの質疑等を宜しくをお願いします。

委員

JA がからんでいるものは、設定期間の決まりはあるのですか。

事務局

特にはないです。

委員

400 坪で経営作目がさとうきびというのは、生活できるのかという疑問なのですが、この基盤強化法での条件というのはありますか。それはどういうものですか。

事務局

糸満市は 1000 m<sup>2</sup>から申請を受けるというのがあります。24・80 は新規就農者で今後経営規模を広げていくという形での今回の申請になります。

委員

決まりはあるのですね。分かりました。

会長

他にございませんか。ないようなので、議案第 34 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画については議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし進行の声あり

会長

ありがとうございます。それでは議案第 34 号については、議案書どおり決定いたします。以上で今回の総会を終了したいと思います。  
お疲れさまでした。

議事録署名人

2 番 宮里 良淳

3 番 上原 英正